

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中西印刷株式会社  
電話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示	ページ
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定 (地域福祉推進課)	295
○生活保護法に基づく指定医療機関の変更 ( 〃 )	296
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 ( 〃 )	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定 ( 〃 )	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の廃止 ( 〃 )	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の指定 ( 〃 )	297
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の変更 ( 〃 )	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の廃止 ( 〃 )	〃

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定施術機関の指定 (地域福祉推進課)	298
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定施術機関の廃止 ( 〃 )	〃
○救急病院である旨の告示 (医療課)	〃
○保安林の指定 (丹後広域振興局)	〃
○基本測量の終了 (用地課)	299
○公共測量の終了 ( 〃 )	〃

## 公 告

○非農用地区域内に換地する土地の指定 (南丹広域振興局)	〃
---------------------------------	---

## 公 安 委 員 会

○警備員指導教育責任者講習の実施	〃
------------------	---

## 正 誤

○令和8年3月24日付け京都府公報第699号中	301
○令和8年4月21日付け京都府公報第707号中	〃

## 告 示

### 京都府告示第283号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和8年5月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指 定 年月日
綾部市中上林診療所	綾部市八津合町縄手1	綾部市	令 8. 3. 16
梅原歯科医院	〃 幸通10	梅原 一成	8. 4. 1

綾部市上林歯科診療所	綾部市八津合町縄手1	綾部市	8. 3. 16
たなか内科クリニック亀岡市役所前	亀岡市安町釜ヶ前25の1	田中 伸岳	8. 5. 1
ファーマライズ薬局亀岡店	〃	ファーマライズ株式会社	〃
富野荘やまもと内科クリニック	城陽市枇杷庄鹿背田62 MIKIビル3F	山本 航	8. 4. 1
医療法人藤本医院城陽診療所	〃 平川山道21の1 ケイズガーデン山道101	医療法人藤本医院	8. 5. 1
医療法人顕樹会本田歯科クリニック城陽寺田院	〃 寺田西ノ口17の1 スカイドーム寺田108号	医療法人顕樹会	〃
あかかベクリニック	長岡京市天神1丁目17の6	赤壁 佳樹	〃
梅ヶ丘薬局長岡天神店	〃 〃 〃 18の3 シャームゾン天神一丁目東-1号	福田 幸彦	〃

さわ内科・内視鏡クリニック	京田辺市同志社山手1丁目1の1 フォレストモール京田辺	澤 貴幸	8. 5. 1
医療法人福知会「カイエ」こころのクリニック	京丹後市峰山町長岡小字糺屋441	医療法人福知会	〃
訪問看護ステーション「TONE」	〃	〃	8. 4. 9
藤原クリニック	木津川市南加茂台5丁目10の10	藤原 耕	8. 5. 1



京都府告示第284号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和8年5月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	変更年月日
新 社会医療法人清仁会亀岡シミズ病院	亀岡市篠町広田1丁目32の15	医療法人清仁会	令 8. 4. 1
旧 医療法人清仁会亀岡シミズ病院			
新 医療法人つむぎ会小糸医院	八幡市男山金振20の20	新 医療法人つむぎ会	〃
旧 医療法人小糸医院		旧 医療法人小糸医院	



京都府告示第285号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和8年5月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
綾部市中上林診療所	綾部市八津合町神谷2の2	綾部市	令 8. 3. 15
梅原歯科医院	〃 幸通10	梅原 成元	8. 3. 31
綾部市上林歯科診療所	〃 八津合町神谷2の2	綾部市	8. 3. 15
村澤医院	宇治市宇治壺番134の1 宇治荒川ビル2F C号室	村澤 賢一	8. 3. 31
吉田クリニック	城陽市枇杷庄鹿背田62	吉田 和正	〃
みちはた小児科医院	長岡京市開田2丁目9の12 ファミール長岡京グランデュール1F	道畑 隆	〃
いばら木整形外科医院	八幡市八幡三本橋1の10	茨木 和博	〃



京都府告示第286号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和8年5月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
鈴木 茜	北大路東洋鍼灸整骨院	京都市北区小山北上総町26 米田ビル1F	令 8. 4. 1
中島 陽子	まごころ鍼灸マッサージ院	大阪市中央区南船場3の6の27 第五芦池ビルディング6F	〃
川村 浩子	フレアス在宅マッサージ杖方長尾施術所	枚方市長尾元町6の7の1 アビタシオン長尾駅前404号	8. 4. 27



京都府告示第287号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和8年5月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
小出 陽子	まごころ鍼灸マッサージ院 烏丸五条院	京都市下京区北町181 第五キョートビル3F	令 8. 3. 31

京都府告示第288号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和8年5月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
綾部市中上林診療所	綾部市八津合町繩手1	綾部市	令 8. 3. 16
梅原歯科医院	幸通10	梅原 一成	8. 4. 1
綾部市上林歯科診療所	八津合町繩手1	綾部市	8. 3. 16
たなか内科クリニック 亀岡市役所前	亀岡市安町釜ヶ前25の1	田中 伸岳	8. 5. 1
ファーマライズ薬局 亀岡店	〃	ファーマライズ株式会社	〃
富野荘やまもと内科クリニック	城陽市枇杷庄鹿背田62 MIKIビル3F	山本 航	8. 4. 1
医療法人藤本医院 城陽診療所	〃 平川山道21の1 ケイズガーデン山道101	医療法人藤本医院	8. 5. 1
医療法人顕樹会 本田歯科クリニック 城陽寺田院	〃 寺田西ノ口17の1 スカイドーム寺田108号	医療法人顕樹会	〃
あかかベクリニック	長岡京市天神1丁目17の6	赤壁 佳樹	〃
梅ヶ丘薬局 長岡天神店	〃 〃 〃 18の3 シャーマゾン天神1丁目東-1号	福田 幸彦	〃
さわ内科・内視鏡クリニック	京田辺市同志社山手1丁目1の1 フォレストモール京田辺	澤 貴幸	〃
医療法人福知会「カイエ」こころのクリニック	京丹後市峰山町長岡小字 糍屋441	医療法人福知会	〃
訪問看護ステーション「TONE」	〃	〃	8. 4. 9
藤原クリニック	木津川市南加茂台5丁目10の10	藤原 耕	8. 5. 1

京都府告示第289号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和8年5月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	変更年月日
新 社会医療法人清仁会 亀岡シミズ病院	亀岡市篠町広田1丁目32の15	医療法人清仁会	令 8. 4. 1
旧 医療法人清仁会 亀岡シミズ病院			
新 医療法人つむぎ会 小糸医院	八幡市男山金振20の20	新 医療法人つむぎ会	〃
旧 医療法人小糸医院		旧 医療法人小糸医院	

京都府告示第290号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和8年5月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
綾部市中上林診療所	綾部市八津合町神谷2の2	綾部市	令 8. 3. 15
梅原歯科医院	幸通10	梅原 成元	8. 3. 31
綾部市上林歯科診療所	〃 八津合町神谷2の2	綾部市	8. 3. 15

村澤医院	宇治市宇治番134の1 宇治荒川ビル2F C号 室	村澤 賢一	8. 3. 31
吉田クリニック	城陽市枇杷庄鹿背田62	吉田 和正	〃
みちはた小児 科医院	長岡京市開田2丁目9の 12 ファミール長岡京グ ランデュール1F	道畑 隆	〃
いばら木整形 外科医院	八幡市八幡三本橋1の10	茨木 和博	〃



京都府告示第291号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和 8 年 5 月 26 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
鈴木 茜	北大路東洋鍼灸整骨院	京都市北区小山北上総町26 米田ビル1F	令 8. 4. 1
中島 陽子	まごころ鍼灸マッサージ院	大阪市中央区南船場3の6の27 第五芦池ビルディング6F	〃
川村 浩子	フレアス在宅マッサージ枚方市長尾施術所	枚方市長尾元町6の7の1 アビタシオン長尾駅前404号	8. 4. 27



京都府告示第292号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和 8 年 5 月 26 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃 止 年月日
小出 陽子	まごころ鍼灸マッサージ院 烏丸五条院	京都市下京区北町181 第五キョートビル3F	令 8. 3. 31



京都府告示第293号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和 8 年 5 月 26 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 年月日	認定期限
社会医療法人健康会新京都南病院	京都市下京区七条御所ノ内北町94	令 8. 4. 24	令 11. 4. 23



京都府告示第294号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和 8 年 5 月 26 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林の所在場所  
与謝郡与謝野町字弓木小字定山43、44
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、与謝野町役場においてその関係書類を閲覧することができる。

## 京都府告示第295号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の地域の基本測量（令和7年京都府告示第205号）が令和8年3月31日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があった。

令和8年5月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

木津川市全域

## 京都府告示第296号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和8年京都府告示第51号）が令和8年3月31日終了した旨測量計画機関の長である精華町長から通知があった。

令和8年5月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

相楽郡精華町地内

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定により、国営土地改良事業（亀岡中部地区）桂川西換地区に係る換地計画に関し、次の従前の土地は、非農用地区域内に換地する土地として指定した。

令和8年5月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

市町村	町又は字	地番	地目	用途	地積	指定に係る地積
亀岡市	大井町並河上溝	54	田	田	m <sup>2</sup> 998	m <sup>2</sup> 730

## 公 安 委 員 会

## 京都府公安委員会告示第84号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条第1項の規定による指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和8年5月26日

京都府公安委員会

委員長 池 坊 由 紀

## 1 講習の区分、種別、実施期間及び定員

区 分	種別	実 施 期 間	定員
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）	新規取得講習	令和8年7月6日（月）から令和8年7月13日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。実施時間は、午前9時15分から午後4時45分まで）の6日間	25人
	追加取得講習	令和8年7月9日（木）から令和8年7月13日（月）まで（実施時間は、午前9時15分（講習の初日は、午後0時55分）から午後4時45分まで）の3日間	おおむね5人

## 2 講習場所

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター

## 3 受講対象者

## (1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者に限る。

ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」とい

う。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込時において、2号警備業務以外の警備業務に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、(1)のアからオまでのいずれかに該当するものに限る。

4 受講申込みの手續

(1) 事前申込み

講習を受けようとする者は、警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）を提出する前に、次により電話で事前申込みを行うこと。

なお、事前申込者の数が定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とし、事前申込者の数が定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

ア 受付期間

令和8年6月8日（月）から令和8年6月10日（水）まで（受付時間は、午後1時から午後4時までとする。）とする。

イ 申込先等

(ア) 申込先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（受付専用電話（075）451-9125）

なお、受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

(イ) 申出事項

申込みに際しては、次の事項を申し出ること。

- a 受けようとする講習の種別
- b 事前申込者の氏名及び所属警備業者の営業所の名称
- c 連絡先電話番号
- d 受講申込書を提出する警察署（京都府内の警察署に限る。）の名称

ウ 受講者決定の通知

受講者に決定した者に対する通知は、令和8年

6月11日（木）午後5時までに、電話により行う。

(2) 受講申込書の提出

受講者に決定した者は、次により受講申込書を提出すること。

ア 提出期間

令和8年6月22日（月）から令和8年6月24日（水）まで（提出時間は、e-Govによる提出を除き、午前9時から午後3時30分までとする。）とする。

イ 提出書類

(ア) 受講申込書（受講申込書提出の日前6箇月以内に撮影した無帽・無背景の顔写真を貼付したもの） 1通

(イ) 3の(1)のアからオまでのいずれかに該当する者であることを証明する次に掲げる書類

a 3の(1)のアに該当する者  
2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成した証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

b 3の(1)のイに該当する者  
1級検定の合格証明書の写し 1通

c 3の(1)のウに該当する者  
2級検定の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 各1通

d 3の(1)のエに該当する者  
旧1級検定の合格証の写し 1通

e 3の(1)のオに該当する者  
旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書 各1通

(ウ) 追加取得講習を受けようとする者にあっては、2号警備業務以外の警備業務に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

(エ) 代理人が受講申込書を提出する場合にあっては、受講者本人の委任状 1通

ウ 提出先

受講希望の際に提出先として申し出た警察署の生活安全課（係）

エ 提出方法

e-Govによる提出を除き、講習を受けようとする者又は代理人の持参によることとし、郵送等による提出は認めない。

5 受講手数料及び納付方法

(1) 受講手数料

ア 新規取得講習 38,000円

イ 追加取得講習 14,000円

(2) 納付方法

受講申込書の提出時に納付することとし、e-Govにより提出した場合は、納付方法が特に指定された後速やかに納付すること。

なお、納付された受講手数料は返還しない。

6 講習の委託先の名称及び所在地

一般社団法人京都府警備業協会

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都  
経済センター 4階

7 問合せ先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事  
務審査室（電話（075）451-9111（代表）内線3033）

---

正 誤

---

令和8年3月24日付け京都府公報第699号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
151	右	上から9	小型合併漁業であって伊根地区で営む漁業	小型合併漁業

令和8年4月21日付け京都府公報第707号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
222	左	上から2	第108条第4項	第108条第5項